

小山工業高等専門学校内部会計監査実施規程

制 定 平成16年4月1日
最終改正 令和5年10月23日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年規則 第34号）第45条の規定に基づく、本校における会計事務処理の適正を期するため、内部会計監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(監査事項)

第2条 監査は、会計経理に関し次の各号に掲げる事項について実地に行うものとする。

- 一 会計経理に関する規則等の適用に関する事項
- 二 収入及び支出に関する事項
- 三 金庫管守に関する事項
- 四 資産に関する事項
- 五 契約に関する事項
- 六 旅費に関する事項
- 七 公的研究費ガイドライン等に関する事項
- 八 外部資金（上記（七）以外）に関する事項
- 九 不正使用再発防止策に関する事項
- 十 預り金に関する事項
- 十一 期末決算に関する事項
- 十二 会計実地検査に関する事項

(監査員)

第3条 校長は、監査を実施するため総務課（財務担当）職員のうちから監査員を命ずるものとする。ただし、必要があると認めるときは、総務課（財務担当）以外の職員に監査員を命ずることができる。

(監査の時期)

第4条 定期監査は、毎会計年度1回実施するものとし、特に必要があるときは、臨時に監査を実施することができる。

(監査の実施)

第5条 校長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする部局に対し、その期日及び監査を行う監査員その他必要な事項を通知するものとする。

(監査員の責務)

第6条 監査員は、公正かつ厳正に監査に当たらなければならない。

- 2 監査員は、監査の実施に伴い、必要があるときは、関係者に説明を求め、かつ、調書等の提出を求めることができる。

(監査報告)

第7条 監査員は、監査が終了したときは速やかに別紙様式による内部会計監査報告書を校長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第8条 校長は、監査の結果会計経理に関し、是正改善を必要とする事項があるときは、直ちにその措置をとるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

別紙様式

内部会計監査報告書

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

監査員 職名
氏名

内部会計実地監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

監査実施年月日	年 月 日～ 年 月 日
被監査課・係等	
監 査 事 項	報 告 事 項
会計経理に関する規則等の適用に関する事項	
収入及び支出に関する事項	
金庫管守に関する事項	
資産に関する事項	
契約に関する事項	
旅費に関する事項	
公的研究費ガイドライン等に関する事項	
外部資金（公的研究費ガイドライン等以外）に関する事項	
不正使用再発防止策に関する事項	
預り金に関する事項	
期末決算に関する事項	
会計実地検査に関する事項	